

令和3年度（2021年度）
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
職員（事務職（社会福祉士））採用選考試験受験案内

令和3年（2021年）10月1日
 社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

第1次試験日	令和3年10月31日（日）
申込受付期間	令和3年10月1日（金）～10月28日（木）（必着）

1 採用予定人数等

採用予定人数	勤務場所	職務概要
5名程度	市社会福祉協議会 又は 区社会福祉協議会	社会福祉に関する業務全般及び一般事務 ・相談援助業務（貸付・心配ごと相談、在宅訪問相談など） ・地域福祉活動推進業務 ・障害者、高齢者等の当事者やその家族への主体的活動への支援 ・福祉サービス利用援助事業 ・生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・災害ボランティア活動支援 ・庶務事務、経理事務など

2 受験資格

次の（1）から（5）までの全ての要件を満たす人

- (1) 昭和37年4月2日以降に生まれた人（令和4年4月1日現在で60歳未満）
 （社会福祉法人広島市社会福祉協議会職員の定年は60歳です。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する人（令和4年3月末日までに取得見込みの人を含む。）
- (3) 普通自動車の運転免許を有する人（令和4年3月末日までに取得見込みの人を含む。）
- (4) 次のいずれかに該当する人（令和4年3月末日までに取得見込みの人を含む。）
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (5) 次のいずれにも該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 社会福祉法人広島市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

区分	日時	集合場所等	合格発表
第1次試験	10月31日（日） 午前10時集合 （午後3時頃終了予定）	広島市総合福祉センター ボランティア研修室 BIG FRONT ひろしま6階 （広島市南区松原町5番1号）	11月4日（木）
第2次試験	11月11日（木） 詳しくは、第1次試験の合格通知書でお知らせします。		11月17日（水）

- [注] (1) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
 (2) 第1次試験の結果は、合格者の受験番号を広島市社会福祉協議会事務室前（広島市総合福祉センター6階）に掲示するとともに、広島市社会福祉協議会のホームページに掲載し、合格者にのみ通知します。
 第2次試験の結果は、合格にかかわらず受験者全員に通知します。
 (3) 電話・メール等での可否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

区分	科目等	内 容
第1次試験	一般教養 (80分)	社会科学、人文科学、自然科学、数的推理、判断推理等についての択一式筆記試験 [25問全問解答]
	専 門 (60分)	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、保健医療サービス、障害者自立支援制度、生活保護制度、権利擁護と成年後見制度、社会調査の基礎、福祉サービスの組織と経営、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、児童・家庭福祉制度、高齢者に対する支援と介護保険制度、就労支援サービス、更生保護制度等についての択一式筆記試験 [20問全問解答]
	作 文 (60分)	文章による表現力等についての筆記試験[約800字] (前回試験の出題テーマ：市民が生き生きと生活するために、社会福祉協議会職員としてあなたができることは何か。)
第2次試験	個別面接	主として人物、識見等についての個別面接
	集団討論	一つのテーマについて5人程度のグループで討論

5 申込手続及び受付期間

- (1) 提出書類
 ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）
 イ 社会福祉士登録証及び普通自動車運転免許証の写し（取得見込みの人を除く。）
 なお、提出書類は受付後、返却しません。
- (2) 提出先
 〒732-0822
 広島市南区松原町5番1号
 社会福祉法人広島市社会福祉協議会 総務課
- (3) 受付期間
令和3年10月1日（金） ～ 10月28日（木）（必着）
 ただし、持参の場合は、土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで、郵送による申込みは、10月28日（木）午後5時15分までに上記の提出先に到着したものに限り受付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。10月22日（金）以降に投函する場合は、必ず「速達」としてください。
- (4) 個人情報の取扱い
 申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿(原則として、令和5年3月31日まで有効)に搭載し、令和4年4月1日以降において、欠員に応じて順次採用する予定です。
- (2) 採用予定日は、令和4年4月1日です。ただし、場合によっては、最終合格者の意向を確認した上でそれ以前に採用することもあります。
- (3) 合格者数は、採用予定数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、採用予定数を若干上回ることもあり、合格しても採用が遅れたり、採用されないことがあります。
- (4) 受験に必要な資格を取得見込みの人で、令和4年3月末日までに資格を取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (5) 日本国籍を有しない人で、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和4年3月末日までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (6) 採用は、試用期間（原則として採用から6か月）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

- (1) 採用された職員は、年齢が満60歳に達する年度の末日をもって定年退職するものとします。
- (2) 初任給等
初任給は、令和3年4月1日現在で、地域手当を含めて月額約197,000円（新規大学卒の場合）ですが、学歴、経験年数に応じてこの額は変わります。このほかに支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。
なお、採用されるまでに給与関係の規程、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- (3) 勤務日、勤務時間など
勤務時間は原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。
※ 所定労働時間を超える場合があります。また、勤務時間又は休憩時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は勤務を要しない日を他の日に変更することがあります。
- (4) 勤務を要しない日
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日及び12月29日から翌年の1月3日まで。
- (5) 休暇等
年次有給休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険があります。
なお、採用されるまでに規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- (6) 勤務場所
市社会福祉協議会又は区社会福祉協議会
- (7) その他
広島市総合福祉センター及び各区地域福祉センターは全面禁煙です。

8 その他受験に際しての注意事項

- (1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。
- (2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (3) 試験会場での喫煙は、禁止されています。
- (4) 試験中は、携帯電話等の電源を切ってください。
- (5) 不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください（試験の内容に関わる質問にはお答えできません。）。

◇ 問 合 せ 先 ◇
社会福祉法人広島市社会福祉協議会総務課庶務係
電話：（082）264-6400
〒732-0822 広島市南区松原町5番1号
広島市総合福祉センター内
社会福祉法人広島市社会福祉協議会のホームページアドレス
(<http://shakyo-hiroshima.jp/>)